

地方公務員法第58条の2及び南房総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成20年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成21年12月10日

南房総市長 石井 裕

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職の状況 (単位：人)

職 種	平成20年度採用者数	平成20年度退職者数				
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他(死亡等)	合 計
一般行政職	6	8	8	2	0	18
技能労務職	0	1	1	1	0	3
保育士職	1	1	0	0	0	1
幼稚園教諭	0	0	2	1	0	3
医師職	1	0	0	1	0	1
管理栄養士職	1	0	0	0	0	0
検査技師職	1	0	0	0	0	0
看護師職	1	0	0	3	0	3
合 計	11	10	11	8	0	29

(2) 部門別職員数の状況 (単位：人)

部 局	平成20年4月1日現在	平成21年4月1日現在
市 長	440	428
教育委員会	142	135
農業委員会	5	5
議会事務局	7	7
監査事務局	2	2
選挙管理委員会	1	1
病 院	38	38
水 道	26	25
合 計	661	641

注1) 常勤の教育長を含みます。

(3) 年齢別職員数の状況 (単位：人)

年齢(歳)	18~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55以上	合計
H20.4.1 現 在	16	67	103	104	75	82	111	103	661
H21.4.1 現 在	12	58	102	99	81	91	88	110	641

注1) 常勤の教育長を含みます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成20年度末)	歳 出 額 (A)	実質収支	人 件 費 (B)	人件費率 (B) / (A)
	人	千円	千円	千円	%
平成20年度	43,963	19,761,701	810,206	4,876,590	24.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人あたり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度	576	2,188,400	232,868	892,847	3,314,115	5,754

注：職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成 20 年 4 月 1 日現在の普通会計関係に属する職員数です。

(3) 特記事項（給与の減額の状況）

区 分	対 象 職 員	減額 率	期 間
給 料	市長・副市長・収入役・教育長	2%	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
	一般職員 (医師および県からの派遣職員を除く)	1%	平成 19 年 4 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

注：特別職および職員の給与等の減額を実施しています（平成 21 年 4 月 1 日現在）。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

職種	平成20年4月1日現在				平成21年4月1日現在			
	平均年齢	平均給与 月額(円)			平均年齢	平均給与 月額(円)		
		給料	諸手当	給料		諸手当		
一般行政職	43歳 7ヵ月	379,299	342,943	36,356	43歳 7ヵ月	383,400	340,583	42,817
技能労務職	47歳 3ヵ月	240,315	228,125	12,190	47歳 11ヵ月	240,465	228,005	12,460
教 育 職	40歳 9ヵ月	327,468	313,884	13,584	41歳 5ヵ月	329,167	315,903	13,264

(5) 職員の初任給の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		南房総市	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	技能職員	137,200 円	—
	労務職員	133,100 円	—

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	合計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 主査 副主査	係長 主査	課長補佐 副主幹	支所長 課長 主幹	部長	
職員数	9 人	66 人	74 人	40 人	60 人	69 人	70 人	10 人	398 人
構成比	2.3%	16.6%	18.6%	10.1%	15.1%	17.3%	17.6%	2.4%	100.0%

(7) 職員の手当の状況

・ 期末手当・勤勉手当

1 人あたり平均支給額 (平成 20 年度)	1,552 千円	
平成 20 年度支給割合	期末手当 勤勉手当	3.0 月分 1.5 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 (5%~20%)	

・ 退職手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分		自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1 人あたり平均支給額		497 千円	25,960 千円

注：退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 20 年度に退職した職員に支給された平均額です。

・ 特殊勤務手当 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 20 年度決算)	5,005 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 20 年度決算)	172,586 円
手当の種類	10 種類
代表的な 手当の名称	塵芥処理作業手当・塵芥処理事務手当・収集業務手当・処理業務手当・事務業務手当・主任業務手当・副主任業務手当など

・ 時間外勤務手当

支給実績 (平成 20 年度決算)	45,153 千円
支給職員 1 人あたり平均支給年額 (平成 20 年度決算)	78,391 円

・その他の主な手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円 (配偶者のいない場合 1 人については 11,000 円) 満 16 歳の年度始めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間の場合（月額 12,000 円を超える家賃支払い者） 家賃月額に応じて、月額 27,000 円を限度に支給 自己所有住宅の場合（世帯主） 月額 4,300 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関など利用者 最長期間の運賃負担額に応じて、月 55,000 円を限度に支給 交通用具など利用者 通勤距離に応じて、月額 24,500 円を限度に支給

・特別職の報酬などの状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料月額等	期末手当	退職手当
給料	市長	830,000 円	(平成 21 年度支給割合) 6 月期 2.125 月分 12 月期 2.325 月分 計 4.450 月分	830,000 円×在職月数×0.35 694,000 円×在職月数×0.25
	副市長	694,000 円		
報酬	議長	413,000 円		
	副議長	360,000 円		
	議員	337,000 円		

注：平成 19 年 3 月 31 日に在職していた市長の退職手当については当該任期に限り従前の支給率（0.45）を適用します。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

開始時間	終了時間	休憩時間	勤務時間
8 時 30 分	17 時 30 分	12 時 00 分～13 時 00 分	8 時間

4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数の状況（平成 20 年度） (単位：人)

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0	0	3	0	3

(2) 懲戒処分者数の状況（平成 20 年度） (単位：人)

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0	1	0	0	1

5 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日）

平均取得日数	消化率
8.8 日	22.2%

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成 20 年度）

区 分	育児休業取得者数(人)	部分休業取得者数(人)
男性職員	0	0
女性職員	12	0
合 計	12	0

(3) 介護休暇の取得状況（平成 20 年度）

区 分	介護休暇取得者数(人)
男性職員	0
女性職員	1
合 計	1

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況（平成 20 年度）

区分	受講者数(人)	備 考
広域研修	60	安房郡市広域市町村圏事務組合が行う研修 (新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修、 課長補佐・係長研修、 現業職員 研修、接遇研修)
派遣研修	68	千葉県自治研修センターが行う研修 市町村アカデミーが行う研修など

(2) 勤務成績の評定の状況

平成 20 年 4 月 1 日における定期昇給においては、評定期間（1 年間）の全期間を通して勤務した者については、一律昇給（標準 4 号給、55 歳以上については 2 号給）を実施しています。（平成 19 年 8 月 1 日前に育児休業のあった者や病気等の休業のあった者については下位区分（0～3 号給）に決定。）

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員健康管理に関する状況

職員の健康管理状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防健康診断、**メンタルヘルス対策として心の健康相談**などを実施しています。

(2) 共済制度

職員の掛金と事業主である市の負担金により運営されている共済組合の制度により、福祉事業の一環として下記のような事業を実施しています。

- ・ 健康管理のための生活習慣病予防健診、人間ドックの利用制度
- ・ 家族の生活安定のための出産療養等給付事業
- ・ 家族の生活安定のための健康保持、心身のリフレッシュのための宿泊施設の運営

8 公平委員会の業務の状況（平成 20 年度）

(1) 勤務条件に関する措置の要求に係る事項

該当する案件なし

(2) 不利益処分に関する不服申し立てに係る事項

該当する案件なし